

大分県報

令和五年
第四四五号
九月十九日

（火曜日）

目次

告示

指定予定保安林	一
道路区域の変更（三件）	一
道路の供用開始（四件）	二
建築基準法による道路位置の指定	三
公告	三
家畜人工授精講習会の開催	三
土地改良区の役員の就任	三

告示

大分県告示第三百九十四号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。
令和五年九月十九日

- 大分県知事 佐藤 樹一郎
- 保安林予定森林の所在場所
白杵市大字田尻字西ヶ畑一〇九二番一六から一〇九二番一八まで
 - 指定の目的
水源の涵養
 - 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに白杵市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第三百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和五年九月十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和五年九月十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
県道小挾間大分線	由布市挾間町赤野字今在家一四九〇番二から由布市挾間町赤野字今在家一四八九番二まで	前	三二・四メートル 九・五	八二・七
		後	二四・一 九・五	八二・七

大分県告示第三百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和五年九月十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和五年九月十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長

令和五年九月十九日

大分県報 (告示)

二

県道坂ノ市中戸次線	大分市大字種具字南谷八一番二 三から 大分市大字種具字南谷五八番六 まで	後	前	メートル 九八・〇 〽二〇・〇	メートル 八〇・〇
-----------	---	---	---	-----------------------	--------------

大分県告示第三百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和五年九月十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和五年九月十九日

道路の種類及び路線名 県道大泊浜 徳浦線	区間 臼杵市大字深江字下浜一七八九 番二地内	大分県知事 佐藤 樹一郎		区域変更 前後別	敷地の幅員	延長
		後	前	メートル 四・一 六・一	メートル 八二・八	メートル 五・六 一五・九

大分県告示第三百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年九月十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和五年九月十九日

道路の種類及び路線名	供用開始区間	大分県知事 佐藤 樹一郎	供用開始年月日
------------	--------	-----------------	---------

一般国道二二二号	日田市大山町西大山字松原八四七四番一二 から 日田市大山町西大山字松原八四七八番二ま で	令五・九・一九
----------	---	---------

大分県告示第三百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年九月十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和五年九月十九日

道路の種類及び路線名 一般国道二二二号	大分県知事 佐藤 樹一郎	供用開始区間 日田市大山町西大山字塔ノ本八一五五番五 から 日田市大山町西大山字塔ノ本八一六〇番三 まで	供用開始年月日 令五・九・一九
------------------------	-----------------	--	--------------------

大分県告示第四百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年九月十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和五年九月十九日

道路の種類及び路線名 県道百枝浅瀬野津線	大分県知事 佐藤 樹一郎	供用開始区間 豊後大野市三重町上田原字谷一八四九番四 地内	供用開始年月日 令五・九・一九
-------------------------	-----------------	-------------------------------------	--------------------

大分県告示第四百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年九月十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和五年九月十九日

大分県知事

佐

藤

樹一郎

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道大泊浜徳浦線

臼杵市大字深江字下浜一七八九番二地内

令五・九・一九

大分県告示第四百二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のように道路の位置を指定した。

令和五年九月十九日

大分県知事

佐

藤

樹一郎

指定番号	指定位置	指定年月日	道路の幅員	道路の延長
別第四一五号	速見郡日出町大字川崎字安免	令五・八・二五	メートル 五・〇〇	メートル 三五・〇〇
四九七三番三				

○公 告

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項の規定により、次のとおり家畜人工授精に関する講習会を開催する。

令和五年九月十九日

大分県知事

佐

藤

樹一郎

一 開催期日 令和五年十一月六日から同年十二月六日まで

二 開催場所 農林水産研究指導センター 畜産研究部

大分県立農業大学校

三 家畜の種類 牛

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、安心院土

地改良区（宇佐市）から、就任役員の名氏及び住所について次のとおり届出があった。

令和五年九月十九日

大分県知事

佐

藤

樹一郎

役名	氏名	住 所
理 事	赤野 道和	宇佐市安心院町水車四七番地の一
〃	河野 洋一	〃 安心院町榎本四番地の一

令和五年九月十九日

大分県報（告示・公告）